

秋田県告示第155号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

平成29年3月24日

秋田県知事職務代理者  
秋田県副知事 堀井 啓 一

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高崩沢川	秋田県鹿角市十和田大湯字高崩及び土沢（次の図のとおり）	土石流
角戸の沢	秋田県鹿角市十和田大湯字扇ノ平（次の図のとおり）	土石流
根市沢2	秋田県鹿角市十和田大湯字根市及び和町（次の図のとおり）	土石流
根市沢1	秋田県鹿角市十和田大湯字根市及び和町（次の図のとおり）	土石流
太平沢川	秋田県鹿角市十和田大湯字大滝内沢及び大湯（次の図のとおり）	土石流
門の沢川	秋田県鹿角市十和田大湯字白沢及び大湯（次の図のとおり）	土石流
根津塔沢川	秋田県鹿角市十和田大湯字白沢及び大湯（次の図のとおり）	土石流
堀内沢	秋田県鹿角市十和田大湯字二倉（次の図のとおり）	土石流
小山沢	秋田県横手市大森町八沢木字小山（次の図のとおり）	土石流
南善知鳥蓋沢	秋田県横手市大森町八沢木字善知鳥蓋（次の図のとおり）	土石流
カニ取沢	秋田県雄勝郡羽後町軽井沢字上野山、田茂ノ沢及び田茂ノ沢山（次の図のとおり）	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。